

交渉（全労働省労働組合神奈川支部）議事概要（平成30年12月3日）

神奈川労働局長（当局）は、平成30年12月3日（月）、全労働省労働組合神奈川支部長（全労働）と職員の処遇改善に係る交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

【全労働】

- 1 定員削減による行政サービスの低下を防ぐため、労働者・国民の期待に応える労働行政体制の確立を求める。
- 2 職員の賃金・昇格についての改善、職務に見合った公正な賃金水準の確保を求める。
- 3 職員が蓄積してきた専門性を今後も発揮し得るような人事制度の運用を求める。
- 4 非常勤職員の労働条件改善について、その実現を求める。
- 5 人事評価制度について、公正な運用を求める。

【当局】

- 1 労働行政体制の確保は極めて重要な課題であると認識しており、神奈川労働局の実情を繰り返し厚生労働省や関係機関に訴えていくとともに、業務簡素化などを一層進めてまいりたい。
- 2 賃金・昇格については、職員の労働条件のうち最も重要な事項であり、職務内容を踏まえた適切なものでなければならないと考えている。このため、引き続き厚生労働省や関係機関への働きかけを行ってまいりたい。
- 3 行政の重要性は今後も変わることはなく、その専門性等の向上を図っていかなければならないと考えているところであり、専門性の維持、向上を図るための職員の養成や配置について、適切に対応してまいりたい。
- 4 非常勤職員は、常勤職員とともに第一線の業務を支えていただいているところであり、その処遇改善については、今後においても関係機関に対して要望してまいりたい。
- 5 人事評価制度については、引き続き、評価者、調整者の能力向上を図り、公正な運用に努めてまいりたい。